

議案第 2 1 号

農地法第 5 2 条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 月 2 5 日提出

清須市農業委員長 水 野 格 廉

提案理由

農地の賃貸借契約を締結する際の日安となるよう、農地法第 5 2 条の規定に基づき平成 2 9 年 1 月から 1 2 月までに農業委員会を通じて賃貸借契約の締結のあった農地の賃借料を公表する。

農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

平成29年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借権設定された農地がありませんでしたので、過去の賃借料情報を提供いたします。

なお、この賃借料情報は、拘束力はなく賃借料の参考として提供するものです。実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方で協議の上、賃貸借契約を締結してください。

記

(参考) 過去の実績

平成28年	最高(円)	最低(円)	平均(円)	筆数	申請件数
田	—	—	—	—	—
畑	13,300	13,300	13,300	1	1
平成27年	最高(円)	最低(円)	平均(円)	筆数	申請件数
田	—	—	—	—	—
畑	10,000	6,400	8,200	2	2
平成26年	最高(円)	最低(円)	平均(円)	筆数	申請件数
田	—	—	—	—	—
畑	15,000	13,300	14,200	2	2
平成25年	最高(円)	最低(円)	平均(円)	筆数	申請件数
田	—	—	—	—	—
畑	10,000	10,000	10,000	5	3

備考 金額は10a当たりの年額で、100円未満は四捨五入しています。

平成30年2月5日

清須市農業委員会